

## TAX BULLETIN November 2022

### 1. 外国契約者税 (FCT) の税コード登録済み外国サプライヤーに関する告知

(税務総局・2022年11月19日・告知 第357/TB-DNL号)

FCT 課税対象取引が発生する際に外国契約者 (=ベトナム国外企業) が税コードを登録の上、FCT を申告納税する場合、ベトナム国内企業は FCT 申告納税不要となる。なお、本告知 (第357/TB-DNL号) には税コード登録済みの外国サプライヤー39社のリストが記載されている。

### 2. テクノロジープラットフォームでの eSIM 販売における外国契約者税

(ハノイ市税務当局 2022年8月30日・オフィシャルレター第42786/CTHN-TTHT号)

ベトナムに恒久的施設 (PE) を持たない外国企業がテクノロジープラットフォームで eSIM を販売し収入を得ているにも関わらず、ベトナムでの申告・納税を適正に実施していない場合、eSIM を購入するベトナム企業は外国企業に代わり、源泉徴収及び申告・納税する義務を負う。

その際の取扱いは下記の通りである。

➤ 法人所得税 (CIT)

外国企業がテクノロジープラットフォーム使用权の供与により得た収入はロイヤルティに分類され、売上高に対して10%のCITが課される。

➤ 付加価値税 (VAT)

テクノロジープラットフォーム使用权の供与はソフトウェアサービスまたは技術移転活動に該当しない場合、売上高に対して5%のVATが課される。

### 3. 財務諸表発行後の売上割引の取扱いについて

(ビンズオン省税務当局・2022年9月7日・オフィシャルレター第14001/CTBDU-TTHT号)

財務諸表発行後に売上割引が発生した場合、売上割引の発生時 (財務諸表対象期間の次の期間) の財務諸表で売上の減額調整を行い、販売商品の価格調整のために VAT インボイスを発行する。また、売上が外国通貨である場合は、ベトナム中央銀行が発表するインターバンク市場の平均為替レートにて当該売上高を VND 換算する必要がある。

### 4. 資産処分に関わる税務上の取扱い

(税関総局・2022年9月29日・オフィシャルレター第4067/TCHQ-TXNK号)

➤ 輸出加工企業 (以下 EPE 企業) がベトナム国内市場から購入した商品及び設備 (税関手続きの対象外) または、取得時に通常の輸入手続き (EPE 企業に適用される輸入手続きではない) に従い輸入された製品については、ベトナム国

内企業に対して製品・設備を売却処分する際、税関手続きを実施する必要はない。

- EPE 企業に適用される輸入手続きの上、取得した製品・設備を処分する場合、当該企業は使用目的変更の通関手続きまたは **On the spot** 取引の通関手続きどちらかを選択することが出来る。

**On the spot** 取引の通関手続きを選択した場合、当該企業は輸出手続きを行い、ベトナム国内企業は輸入手続きを実施し、適正に関税を支払う必要がある。

- 企業が事務所什器を処分をする場合、請負業者の設計図、技術資料及びその他関連資料に従い、税関申告及び関税を支払う義務を有する。なお、工事中にすでに利用された材料（塗料、接着剤、テープなど）については、税関申告及び関税を支払う義務は負わないものとする。